

監査結果報告書

(定期監査・行政監査)

(平成27年6月30日)

監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成27年6月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

神内 茂樹 (じんない しげき)

佐藤 好邦 (さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成27年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査対象局及び所属別監査結果

(1)

都市整備局

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	都市計画課		1	1
2	道路管理課			
3	道路整備課			
4	道路整備課(用地室)			
5	河港課	1		1
6	建築指導課	1		1
7	公園緑地課			
8	建築課			
9	住宅課	2		2
	合計	4	1	5

【指摘】
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

(2)

行政委員会等

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	監査委員事務局 監査課			
2	選挙管理委員会事務局 選挙課			
3	公平委員会			
4	農業委員会事務局 農政課			
5	市議会事務局 総務調査課・議事課			
	合計			0

(3)

事務処理手順等を所管する局等

No.	所管課等 (事務処理手順等)	指摘	意見	合計
1	総務局 総務課 コンプライアンス推進課 (高松市行政文書管理規程)		1	1
2	出納室 (高松市会計規則) (発注簿処理)よくある間違い チェックシート)	1	2	3
	合計	1	3	4

2 監査実施期間

平成27年4月1日から同年6月9日まで

3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

4 監査対象となる事務の執行年度

平成26年度

5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

また、各局に共通して繰り返し散見される事務処理誤りの全庁的な改善を目指し、行政文書の情報公開に係る事務処理、支出命令に係る事務処理（請求書及び請求内訳書の割印）、発注簿に係る事務処理の3項目の重点取組事項について、事務処理手順等を所管する局等に対しても監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。



事情聴取の状況（平成27年6月9日実施）

【平成27年度 都市整備局及び行政委員会等 定期監査及び行政監査結果一覧】

H27.6.30

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	指摘	適正な決裁者までの執行伺について	P4	河港課
No.2	指摘	支出命令に係る事務処理について	P5	建築指導課
No.3	指摘	支出命令に係る事務処理について	P6	住宅課
No.4	指摘	市営住宅使用料の減免に係る事務処理について	P7	住宅課
No.5	指摘	【重点】請求書及び請求内訳書の割印漏れへの対応について	P8	出納室
No.6	意見	高松市美しいまちづくりアドバイザー制度について	P9	都市計画課
No.7	意見	【重点】行政文書の情報公開に係る事務処理について	P10	総務課 コンプライアンス推進課
No.8	意見	【重点】発注簿に係る事務処理について	P11	出納室
No.9	意見			

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

※【重点】
「平成27年度高松市監査実施計画」に掲げる「平成27年度の重点取組事項」に基づき、重点的に監査した項目のこと。
今回は、各局に繰り返し散見される事務処理誤りの全庁的な改善を目標に行った。

《参考》平成27年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成27年度の重点取組事項

(1) 全庁的な事務改善に向けた監査

各局に共通して繰り返し散見される事務処理誤りについて、全庁的な改善を目指し、監査対象局にとどまらず、適宜、当該事務処理手順等を所管する局に対しても、監査を併せて実施する。

5 監査等の種別、対象及び実施期間

【平成27年度からの新たな取組】

監査に当たっては、監査対象となる事務に着目して実施することとしたので、これまでのように、対象事務を所管する局に対してのみ監査するのではなく、必要に応じて、当該事務の処理に関わった他の局や、事務処理手順等を所管する局に対しても併せて監査するので、御承知おきください。

平成27年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku27.pdf>

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成27年度／都市整備局及び行政委員会等

告示番号

高松市監査委員告示第20号

告示日

平成27年6月30日

所管課等

河港課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

適正な決裁者までの執行伺について

指 摘

御殿川ポンプ場外2水門管理業務委託の変更契約の締結に係る執行伺決裁については、専決者の意思決定の手続を経ていないものとなっているので、適正な決裁者の決裁を受けられたい。

根拠法令・
通知等

高松市事務決裁規程第5条第1項及び別表第1執行伺の表第13項第1号

内 容

専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

別表第一（第5条関係）
執行伺（委託料）

決裁事項	決裁者		
	副市長	局長	課長
(1) 50万円を超えるもの	1,000万円以下	500万円以下	100万円以下

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局	平成27年度／都市整備局及び行政委員会等
------------	----------------------

告示番号	高松市監査委員告示第20号	告示日	平成27年6月30日
所管課等	建築指導課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見

指摘・意見の項目	支出命令に係る事務処理について
指摘	高松市住宅耐震改修等事業補助金（H26-060）の支出命令に係る事務処理については、請求書、委任状及び申請書の印影が同一でないので、適正に処理されたい。

根拠法令・通知等	高松市会計規則第56条第1号
内容	請求及び領収に用いる印鑑は、次の各号による印鑑を使用しなければならない。 (1) 契約書等のある請求書類の請求印は、契約書等の印鑑と同一でなければならない。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成27年度／都市整備局及び行政委員会等

告示番号

高松市監査委員告示第20号

告示日

平成27年6月30日

所管課等

住宅課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

支出命令に係る事務処理について

指 摘

支出命令に係る事務処理については、請求書の首標金額を修正しているものが見受けられたので、適正に処理されたい。

根拠法令・
通知等

高松市会計規則第8条第2項

内 容

収支に関する証書類の金額、数量は、改ざん、又はそう入することができない。ただし、首標金額を除く文字を訂正又はそう入する場合は、2線を引き、その右側又は上部に正書証印し、訂正削除した文字は、明らかに読むことができるようにしておかなければならない。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成27年度／都市整備局及び行政委員会等

告示番号

高松市監査委員告示第20号

告示日

平成27年6月30日

所管課等

住宅課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

市営住宅使用料の減免に係る事務処理について

指 摘

市営住宅使用料の減免に係る事務処理について、住宅扶助停止による減免であるにも関わらず、添付の生活保護受給証明に住宅扶助の記載のあるものが見受けられた。住宅扶助停止の事実については、生活福祉課に確認済みとのことであるが、決裁にその旨の記載はなく、疑義を生じる可能性があるため、適切に処理されたい。

また、損傷・老朽化による修繕のための転居の場合における減免額の端数処理について、高松市市営住宅使用料等の減免及び徴収猶予取扱要領の規定とは異なる取扱となっているものが見受けられたため、適正に処理されたい。

根拠法令・
通知等

高松市市営住宅使用料等の減免及び徴収猶予取扱要領第2条第1号、第8号及び第9号

内容

住宅使用料の減免は、次の各号のいずれかの事由に該当し、かつ、住宅使用料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、当該各号に定めるところにより算定した額の範囲内で行うものとする。

(1) 生活保護法に規定する被保護者である入居者が、疾病等による長期入院加療等のため住宅扶助が停止されたとき。

住宅使用料の全額

(8) 災害による損傷、老朽化等の理由により市長が居住させることが不相当であると認めた市営住宅から他の住宅等へ移転するとき 当該居住させることが不相当と認めた市営住宅に係る住宅使用料の全額

(9) 前号の場合において、当該移転後の市営住宅に係る住宅使用料の額（以下「移転後使用料額」という。）が当該移転前の市営住宅に係る住宅使用料の額（以下「移転前使用料額」という。）を超えると、移転後使用料額から移転前使用料額を控除した額に次の表の左欄に定める移転後の入居期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） ※表は省略

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局

平成27年度／都市整備局及び行政委員会等

告示番号	高松市監査委員告示第20号	告示日	平成27年6月30日	
事務処理手順等を所管する局・課等	出納室	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見

指摘・意見の項目	【重点】請求書及び請求内訳書の割印漏れへの対応について
指摘理由	<p>今回の都市整備局及び行政委員会等に対する監査において、支払に係る請求書及び請求内訳書の割印が漏れているものが、相当数見受けられた。（該当課：道路管理課、河港課、公園緑地課、住宅課）</p> <p>これまで、各局において、同様な過誤の事案が繰り返し散見されており、監査委員としては、該当する局に指摘等を行い、必要に応じて、その旨を公表してきたが、全庁的に抜本的な改善は見られない状況である。</p> <p>当該事務処理手順の根拠となる、高松市会計規則を所管する出納室に対して行った事情聴取において、当該規定の意義について、十分な説明は得られなかった上、割印されていない証書類の電子文書により出納室で審査した後、事務処理担当課において割印をしている実態が明らかになり、監査委員としては、著しく適正さを欠くものと言わざるを得ない。</p> <p>このため、当該規則を所管する出納室に対して、下記のとおり指摘するものである。</p>
指摘	電子決裁を審査する場合にあっても、スキャナーに読み取らせ、割印の有無を出納室で全件審査するか、又は、現行の割印に関する規定を改廃することを検討されたい。

根拠法令・通知等	高松市会計規則第54条
内容	<p>支出についての証書類及び領収書は、次の各号によりこれを取り扱わなければならない。</p> <p>(3) 2枚以上をもって1通とする証書類は、その取扱者又は債主が割印又は袋とじをしなければならない。</p>

※【重点】

「平成27年度高松市監査実施計画」に掲げる「平成27年度の重点取組事項」に基づき、重点的に監査した項目のこと。今回は、各局に繰り返し散見される事務処理誤りの全庁的な改善を目標に行った。

計画へのリンク→ <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku27.pdf>

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局

平成27年度／都市整備局及び行政委員会等

告示番号

高松市監査委員告示第20号

告示日

平成27年6月30日

所管課等

都市計画課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

高松市美しいまちづくりアドバイザー制度について

意見

「高松市美しいまちづくりアドバイザー制度」は、平成23年度の事業創設以来、概ね年間、延べ36人のアドバイザーからの指導・助言を受けているところであるが、アドバイザー派遣の実績はなく、制度の機能が十分に発揮されていない。

今後は、地域コミュニティ協議会や市民活動団体等と連携するなど、地域のニーズを把握する取組を強化し、市民が主体となった美しいまちづくりを、より一層推進されたい。

また、本制度の市民への浸透度を深めるべく、先進地で積極的に行われている、アドバイザーを事前に任命し、氏名・プロフィールや専門分野を情報発信する方策など、工夫を凝らした啓発活動に意を用いることも期待するものである。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局

平成27年度／都市整備局及び行政委員会等

告示番号

高松市監査委員告示第20号

告示日

平成27年6月30日

事務処理手順等を所管する局・課等

総務局

総務課

コンプライアンス推進課

区 分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

【重点】行政文書の情報公開に係る事務処理について

意見を付す
理由

今回の都市整備局及び行政委員会等に対する監査において、行政文書の情報公開に係る公非区分及び非公開理由について、誤った事務処理となっているものが相当数見受けられたため、該当する所属長に対し、是正を求めたところである。
当該事務処理手順の根拠となる高松市行政文書管理規程を所管する総務局に対して行った事情聴取においても、現行の規定では、決裁起案時に公開・非公開の区分を予め記すこととなっているが、実際に行政文書の公開請求があったときは、その時点での判断基準により開示区分・不開示理由を精査し、改めて公開・非公開の決裁を起案していることから、当初の公開・非公開の記載は、公開請求前の時点での判断基準によるもので、あくまで参考にする程度のものであることが明らかにされており、現行の規定内容が是との心証を抱かせる説明が得られなかったことから、監査委員としては、当該規定の意義が見いだせないと判断せざるを得ない。
また、事務処理誤りを抜本的に改善できる説明もなかった。
このようなことから、当該規定を所管する総務局に対して、下記のとおり意見を付すものである。

意 見

下記①及び②に留意し、徒に事務処理誤りを惹起する要因と考えられる現行事務処理規定を抜本的に改善する方策を検討されたい。その際、決裁起案時において公開・非公開の区分を記すこととする現行の規定を削ることも検討すべきである。
①事務処理を行う職員の意見、いわゆる現場の声や、他都市の状況等を調査した上で、合理的な改善策を講じること。
②実効性のある情報公開の教育研修を別途実施すること。

根 拠 法 令

高松市行政文書管理規程第16条第3項第4号及び同条第4項

内 容

3 統合文書管理システムに登録して起案する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。
(4) 収受日、起案日、文書分類番号、保存期間及び公開・非公開の区分を記入すること。
4 余白処理による起案の場合は、その文書の余白に起案日（収受した文書にあっては、収受日及び起案日）、文書分類番号、保存期間、公開・非公開の区分、決裁日及び施行日を記載しなければならない。

※【重点】

「平成27年度高松市監査実施計画」に掲げる「平成27年度の重点取組事項」に基づき、重点的に監査した項目のこと。今回は、各局に繰り返し散見される事務処理誤りの全庁的な改善を目標に行った。

計画へのリンク → <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuuin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku27.pdf>

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.8、9

監査実施年度／対象局

平成27年度／都市整備局及び行政委員会等

告示番号	高松市監査委員告示第20号	告示日	平成27年6月30日	
事務処理手順等を所管する局・課等	出納室	区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見

指摘・意見の項目	【重点】発注簿に係る事務処理について
意見を付す理由	<p>今回の都市整備局及び行政委員会等に対する監査において、出納室発行の「（発注簿処理）よくある間違いチェックシート」に定める事務処理ができていないかの監査をしたところ、同チェックシートの内容に沿わない事務処理が、相当数見受けられたため、該当する所属長に対し、口頭にて注意し、是正を求めたところである。</p> <p>これまで、各局において、発注簿に関する事務処理誤りが繰り返し散見されており、監査委員は、著しく適切さを欠くと判断されたものに関しては、該当する局に指摘等を行い、その旨を公表してきたところであるが、不適正な事務処理が後を絶たない状況である。</p> <p>このようなことから、当該事務処理手順等を所管する出納室に対して、下記のとおり意見を付すものである。</p>
意見	<p>従来から行われている、庁内電子掲示板（インフォギャラリー）での周知にとどまらない、より実効性のある啓発策を検討されたい。例えば、当該チェックシートの利用頻度の高いと思われる関係局の職員を対象に、その内容や活用等について、説明会を開催するなど。</p> <p>庁内アンケートシステムを活用するなど、適切な方法により、発注簿制度の職員への浸透度合いや、制度に対する現場の声を把握した上で、同制度が、より活用されるよう、その内容の改善を図られたい。</p>

※【重点】

「平成27年度高松市監査実施計画」に掲げる「平成27年度の重点取組事項」に基づき、重点的に監査した項目のこと。今回は、各局に繰り返し散見される事務処理誤りの全庁的な改善を目標に行った。

計画へのリンク→ <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku27.pdf>